

令和2年4月15日

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
介護関係者 各位

茅ヶ崎市高齢福祉介護課
介護保険担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の延長について

本市の保健・医療・福祉行政につきまして、日頃より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、要介護・要支援認定につきまして、次の対策を行うこととしましたので、お知らせします。

1 実施する対策

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」（令和2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）に基づき、次の要件を全て満たす被保険者については、認定調査を実施せず、従来の有効期間に新たに最長12か月を合算する方針といたしました。期間につきましては当面の間とし、当該方針を終了する際には事前にご連絡いたします。

なお、新規申請及び区分変更申請は、認定調査が必須になるため当該方針の対象外とします。新規申請及び区分変更申請につきましては、通常どおり申請を受理しますが、全国的に感染者が拡大し、本市においても、感染拡大が否定できない状況でありますので、認定結果が出るまでに時間を要する可能性があることを申請者等にお伝えくださるようお願いいたします。

（要件1）新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から、当該被保険者にかかる認定調査の実施を希望しないこと。

（要件2）現認定有効期間満了の日の60日前から現認定有効期間満了の日までの間に、更新申請を行うために申請書を提出した被保険者であること。

2 結果通知について

認定結果通知書等（注1）を郵送交付します。

（注1）認定結果通知書（認定区分は現認定と同じ。始期は現認定有効期間満了日の翌日。）、同被保険者証など。

なお、既に申請済で項番1の方針に基づく措置を希望される場合は、至急ご連絡ください。

3 申請書の記載及び提出の方法について

(1) 申請書に次のように明示してください。

申請区分 <input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 変更 [理由:延長希望]

(2) 申請書の『連絡者氏名』欄、『訪問先（自宅以外）』欄、及び『主治医』欄については記入不要です。その他の欄は通常のとおり記入して下さい。第2号被保険者は医療保険情報と特定疾病の記載は必須となります。医療保険情報の確認のために医療保険者証の写しを添付してください。

(3) 有効期間延長終了後の更なる自動延長や自動更新は現時点では想定しておりません。改めて更新申請が必要となります。

(4) 認定調査の実施なしでの有効期間延長を希望しない場合は、通常の更新申請の手続きを行ってください。ただし、認定調査の実施が必要となることを御承知おきいただくとともに、認定結果が出るまでには相当の時間を要する可能性がある旨をお伝えください。なお、当面は今の介護度を延長し、後日区分変更申請を行うという方法も可能ですので、併せてお伝えいただけると幸いです。

(5) 窓口の混雑緩和のため申請書の提出日を事業所所在地別に指定させていただきますので、該当する地区の受付開始日に来庁してください。可能な限りご協力いただきますようお願いいたします。

◆更新申請の受付開始日 ※受付日よりどちらかが不利になるようなことはありません。

受付開始日	事業所所在地により受付開始日が異なります。 (被保険者住所地ではありませんのでご注意ください。)
①5月1日(金)	①湘南地区、南湖地区、茅ヶ崎南地区、海岸地区、浜須賀地区、松浪地区
②5月7日(木)	②鶴嶺地区、茅ヶ崎地区、湘北地区、小出地区、松林地区、小和田地区

◆5月1日付の新規申請、区分変更申請の取り扱い

提出日が②5月7日に指定されていても、申請日は5月1日と記載してください。5月1日付での申請受理として扱います。なお、5月8日以降に提出された新規申請、区分変更申請につきましては、従来どおり提出日を申請日とします。

事務担当 福祉部高齢福祉介護課 認定担当
電話 0467(82)1111 内線 2135-2136